

主催：熊本学園大学付属社会福祉研究所

◆講演◆

河野 正輝 氏

(熊本学園大学社会福祉学部特任教授、
九州大学名誉教授)

日時：2013年11月30日(土)

13:00~15:00

会場：熊本学園大学 11号館4階1141教室

参加費：無料

定員：100名



ポイント

障害者の「福祉法制」という従来の法分野は、障害者の権利条約の批准へ向けた法改正をうけて、新しい「障がい法」へ変わりつつありますが、私はこの法原理の発展をいっそう促進させるべきであると考えています。

この新しい「障がい法」とは果たしてどのような法原理なのか。

たとえば、福祉サービス利用者の自律（自己決定権）と権利擁護、福祉専門職の役割と権限、サービスの利用方法と利用者負担のあり方などは、「福祉法制」でも重要な争点として繰り返し取り上げられてきましたが、「障がい法」の法原理では、これらの争点はどのように解決されるのか。

さらに、地域社会で自立した生活を営むのに必要なサービスを請求する権利（社会権）と、その一方で公権力による介入・干渉を受けない権利（自由権）という相矛盾しそうな権利を、「障がい法」ではどのように一体的に保障しようとするのか、こういった問題について、この講演で一緒に考えてみたいと思います。

申し込み・問い合わせ先

熊本学園大学 学術文化課
〒862-8680 熊本市中央区大江二丁目5-1
電話 096-364-8731(直通)
FAX 096-364-5201(専用)
Email: shafuku@kumagaku.ac.jp

※申込みは10月21日(月)から受け付けます。参加を希望される方は、必ず事前の申込みをお願いいたします。申込みの際はご氏名、ご所属、連絡先をお伝え下さい。

※本学には外来用の駐車場が十分ございません。公共の交通機関をご利用下さい。

協力：熊本学園大学ウェルビーイング研究会

平成二十五年度 第三回定例研究会

「福祉法」から「障がい法」へ

— 法原理の発展 —